

## 認 証 料 金

2023年10月1日改定  
一般財団法人建材試験センター

この料金は、JIS認証事業に関する認証料金（消費税別途）について定める。  
なお、基準A、基準Bの審査料は同額とする。登録料は、初回審査及び定期維持審査に適用する。

（消費税10%込）

（海外事業者様は消費税10%分を含まない額となります）

### 1. 初回認証審査料金表（審査料及び登録料）

項 目		審査料	登録料	合 計
初回	1 工場	認証区分数が 1 *407,000 円 (275,000 円)	*115,500 円 (115,500 円)	522,500 円 (390,500 円)
		認証区分数が 2 *451,000 円 (319,000 円)	*115,500 円 (115,500 円)	566,500 円 (434,500 円)
		認証区分数が 3 以上 審査料は、区分が 1 区分増える毎に上記*451,000 円 (319,000 円)に 44,000 円加算する。 登録料は、*115,500 円(115,500 円)のまま据え置 く。		
初回	同一企業複数工場 又は複数規格	上記の審査料に、1 工場(又は 1 規格)増える毎に 242,000 円を追加する。ただし、工場追加と規格の 追加を同時には取り扱わない。 一括申請の場合、1 工場増える毎に審査料に 242,000 円を追加する。ただし、試験室の追加又は 単純工程の追加の場合は、備考 2 による審査料を加 算する。 なお、一括申請に含める審査場所が同一となる同時 申請の場合、代表となる 1 認証に 242,000 円を加算 し、他の認証には 33,000 円を加算する。		
再審査		審査料は、33,000 円に、単価 (@88,000 円/人日) × 審査工数(人日)を加算した額とする。 審査工数は、審査内容により決定する。 外国についての単価は、@176,000 円/人日とする。		
備考 1. 上記料金には、旅費、製品試験料及び審査日以外の日に行うサンプリングの費用は含まれていない。ロット認証の場合もこの料金を適用する。初回認証を行うにあたり、当センターが外部試験機関と契約を締結する必要がある場合は、				

8. その他による。

備考2. 国内において、審査又は立会試験が2日以上の場合、また審査日以外の日にサンプリングを行う場合は、審査料に単価（@88,000円/人日）×審査工数（人日）を追加する。

外国については、原則として1工場1規格を2日間で審査を行う。単価は、（@176,000円/人日）とする。

備考3. （ ）内の金額は、既認証取得者が当センターで同一規格の審査を受ける場合の料金とする。

備考4. 審査料、登録料、審査工数による審査料は、申請受付時に請求し、入金後に審査に着手する。審査料、登録料、審査工数による審査料以外の費用は、認証、不認証又は認証保留の決定後に請求する。（例、製品試験料、旅費、請求後に追加となった審査工数等）

備考5. センターの認証を取り下げしてから3年以内に認証事業者が再申請する際は、上記料金の内、\*印のついた金額から55,000円の割引を適用する。

備考6. 審査料金等の振り込みに伴う諸手数料は、申請者が負担するものとする。

## 2. 認証維持審査、臨時審査料金表（審査料及び登録料）

項目		審査料	登録料	合計
認証維持	1工場	275,000円	115,500円	390,500円
	同一企業複数工場又は複数規格	上記（1工場）の審査料に、1工場（又は1規格）増える毎に242,000円を追加する。 ただし、工場追加と規格の追加を同時には取り扱わない。 一括申請の場合、1工場増える毎に審査料に242,000円を追加する。ただし、試験室の追加又は単純工程の追加の場合は、備考2による審査料を加算する。 なお、一括申請に含める審査場所が同一となる同時申請の場合、代表となる1認証に242,000円を加算し、他の認証には33,000円を加算する。		
臨時又は再審査 （フォローアップ審査を含む）		審査料は、33,000円に、単価（@88,000円/人日）×審査工数（人日）を加算した額とする。 審査工数は、審査内容により決定する。 外国についての単価は、@176,000円/人日とする。		
備考7. 上記料金には、旅費、製品試験料及び審査日以外の日に行うサンプリングの費用は含まれていない。				
備考8. 国内において、審査又は立会試験が2日以上となる場合、また審査日以外の日に行うサンプリングを行う場合は、審査料に単価（@88,000円/人日）×審査工数（人日）を追加する。				

外国については、1工場1規格を2日間にて審査を行う。2日目以降の単価は、(@176,000円/人日)とする。

備考9. 審査料金は、認証継続、認証保留又は不認証の決定後に請求する。

備考10. 審査料金等の振り込みに伴う諸手数料は、申請者が負担するものとする。

### 3. 有効期限変更時の認証維持審査料金表（起点日変更）

項目		審査料	登録料	合計
認証維持	1工場	167,750円	62,150円	229,900円
	同一企業複数工場又は複数規格	<p>上記の審査料に、1工場(又は1規格)増える毎に209,000円を追加する。</p> <p>ただし、工場追加と規格の追加を同時には取り扱わない。</p> <p>一括申請の場合、1工場増える毎に審査料に209,000円を追加する。ただし、試験室の追加又は単純工程の追加の場合は、備考2による審査料を加算する。</p> <p>なお、一括申請に含める審査場所が同一となる同時申請の場合、代表となる1認証に209,000円を加算し、他の認証には33,000円を加算する。</p>		
再審査		<p>審査料は、33,000円に、単価(@88,000円/人日)×審査工数(人日)を加算した額とする。</p> <p>審査工数は、審査内容により決定する。</p> <p>外国についての単価は、@176,000円/人日とする。</p>		
<p>備考11. この料金は、有効な3年契約を維持している工場が、現地審査時に1年以上の契約期間を残している場合に適用することができる。ただし、連続して適用はできない。</p> <p>備考12. 上記料金には、旅費、製品試験料及び審査日以外の日に行うサンプリングの費用は含まれていない。</p> <p>備考13. 国内において、審査又は立会試験が2日以上となる場合、また審査日以外の日にサンプリングを行う場合は、審査料に単価(@78,100円/人日)×審査工数(人日)を追加する。</p> <p>外国については、原則として1工場1規格を2日間にて審査を行う。2日目以降の単価は(@154,000円/人日)とする。</p> <p>備考14. 審査料金は、認証継続、認証保留又は不認証の決定後に請求する。</p> <p>備考15. 審査料金等の振り込みに伴う諸手数料は、申請者が負担するものとする。</p>				

#### 4. 旅費

国内の現地審査（立会試験、サンプリングも含む。Web 審査を除く）の場合は旅費相当額として、1工数あたり 11,000 円を請求する。ただし、北海道、沖縄県及び離島については、別途、航空費・船賃の実費の合計金額（消費税抜きの金額）を丸めの幅 1,000 円単位で切り捨てた金額（以下、「航空費等」という）を加算して、請求する。なお、1工数は、審査員 1 名が 1 日審査する単位とする。また、審査が 0.5 日であっても 1 日とみなし、1工数の旅費相当額として算出する。ただし、サンプリングを Web 接続により実施する場合は工数算定から除く。

海外の現地審査（Web 審査を除く）は、当センター規程により、交通費、宿泊費、出張手当等により個別算定する。

審査員が連続行程で複数の審査を行った場合で航空費等が発生した場合は、各事業者への請求額は原則として航空費等の合計額の均等案分とし、1,000 円未満は切り捨てとする。

#### 5. 認証書・契約書の変更・再発行等手数料

①認証書又は契約書の変更・再発行	24,200 円
②認証書の附属書の変更・再発行	14,300 円
③英文認証書又は英文契約書の発行・変更・再発行*	30,800 円
④英文認証書の附属書の発行、変更・再発行*	18,700 円
⑤その他の証明書発行	24,200 円

なお、変更・再発行が複数の場合は、別途見積る。①と②に関して複数同時に申し込んだ場合は、38,500 円を上限とする。また、認証継続決定時に認証書、附属書、契約書を発行する場合は、再発行手数料は請求しない（英文の書類には適用しない）。海外へ発送する場合は手数料 2,200 円を加算する。

注）\* 印は日本文認証書、契約書及び附属書が発行されている場合に限る。

#### 6. 申請取下げによる審査料等の払戻し又は請求

申請受理後、申請者の都合により申請取下げがあった場合、取下げ時期に応じて精算する。なお、製品試験料については、当該試験所の規定による。

#### 7. Web 審査を行う場合

1. から 6. までを適用するほか、以下のとおりとする。

- (1) Web 審査を行う場合は基本料金を 88,000 円とする。なお、同一企業で審査日が 2 日目以降に実施を行う場合は、55,000 円/日を加算する。
- (2) 申請者の希望により審査員との Web 接続の確認を行う場合は、審査料に単価（@ 88,000 円/人日）×審査工数（人日）を追加する。外国については、単価は（@176,000

円/人日)とする。ただし、Web 接続の確認の工数と審査の工数を合算して追加工数を算定する。

- (3) Web 審査を、センター以外の貸会議室等で実施する場合は、施設使用料の実費を請求する。
- (4) サンプルングを Web 接続により実施する場合は、Web 接続の確認の工数と審査の工数を合算して審査工数を算定する。
- (5) Web 審査を行う場合、日本国内であっても原則として1工場1規格を2日間で審査を行い、審査工数による審査料を加算する。

## 8. その他

- (1) 認証省令第15条に基づく一時停止又は取消しを行った場合、事務手数料として88,000円を2.～4.の審査費用に加算する。
- (2) 製品試験を建材試験センター以外の試験所にて実施するにあたり、試験所との契約により製品認証本部が製品試験の依頼書の作成又は費用の立替払いを行う場合は、試験依頼事務手数料2,200円/件を加算する。
- (3) 当センターが使用する様式とは異なる様式により請求書を発行する場合は、発行手数料2,200円(1通あたり)とする。
- (4) 審査工数は、半日単位にて算定する。半日は、4時間以内とする。
- (5) 次の場合は、1.から前項までの規定に係る料金を個別に算定する。
  - ① 審査場所が複数ある場合等、標準工数による審査が実施できない場合
  - ② すでに認証を受けた内容を活用する場合等、審査を効率的に行うことができる場合
  - ③ 審査実施中に取下げる場合。
- (6) 認定申請に当たり、申請者が、当センター又は当センターが試験業務委託契約を結んでいる外部試験機関以外の外部試験機関で製品試験を行うことを希望する場合であって、当センターが当該外部試験機関との試験業務委託契約締結の適否判断のため試験所審査を実施する場合は、審査料88,000円のほか、契約審査員旅費規程に基づき算出した旅費を当該申請者に請求する。
- (7) 外部試験機関が試験業務委託契約の新規締結(前項による場合を除く。)又は契約更新を希望する場合で、試験所審査を実施する場合は、審査料88,000円のほか、契約審査員旅費規程に基づき算出した旅費を当該外部試験機関に請求する。